

桜川市長 様

申請者 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号
 利用者との関係

桜川市高齢者あんしん通報システム事業利用申請書

桜川市高齢者あんしん通報システム事業の利用について、桜川市高齢者あんしん通報システム事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請いたします。また、裏面に掲げる事項についても確認し、同意します。

利用者	ふりがな				男・女	生年月日
	氏名					年 月 日
	住所	(郵便番号 -)				<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家
	電話	固定		携帯		
	申請理由	1 ひとり暮らしの75歳以上の者 2 その他 (理由:)				
近隣協力員 〔見に行ける方 親族含め、近所で様子を 見る方〕	順位	氏名	続柄	住所	固定電話 携帯電話	
	1	ふりがな				
	2	ふりがな				
	3	ふりがな				
親族連絡先	順位	氏名	続柄	住所	固定電話 携帯電話	
	1	ふりがな				
	2	ふりがな				
	3	ふりがな				

登録順位に従って連絡します。

※ 市記入欄	固定電話 ・ 携帯電話
--------	-------------

桜川市高齢者あんしん通報システム事業利用同意書

桜川市高齢者あんしん通報システム事業を利用するに当たり、次に掲げる事項について同意します。

記

- 1 桜川市高齢者あんしん通報システム事業実施要綱の規定を遵守し、貸与された緊急通報機器を適切に管理すること。
- 2 申請書に記載した内容について、あらかじめ関係者に同意を得た上で提出すること。
- 3 申請書に記載した個人情報について、あらかじめ関係者に同意を得た上で消防機関、委託事業者等に提供すること。
- 4 緊急通報を発し、コールセンターからの様態確認電話に応答しないときは、敷地内及び住居内への立入を認めること。
- 5 緊急通報を発し、消防機関等が住居内へ立入る際、住宅等の一部に破損が生じても修復の責任を問わないこと。
- 6 貸与された緊急通報機器等を本人の責による故障又は紛失したときは、利用者の実費負担とすること。
- 7 緊急通報機器一式を設置する際、壁や天井等に穴を開ける場合があること。
- 8 本事業を廃止するときは、速やかに緊急通報機器等を市へ返還すること。
- 9 申請書の内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 10 この機器の接続回線であるNTTアナログ回線以外の回線を使用したとき、停電等により緊急通報が繋がらない危険性があることを了承すること。
- 11 緊急時に、NTTアナログ回線以外の回線を使用したときに発生した問題については、事業実施者である市に対し一切の責任は問わないこと。
- 12 緊急通報機器等を使用したときに発生した通信料及び電気料は、利用者負担となること。